

平成 28 年 11 月 17 日

岐阜市議会
議長 杉山 利夫 様

岐阜市議会 無所属クラブ
代表 松原 憲和
日本共産党岐阜市議会議員団
団長 堀田 信夫

岐阜市議会政務活動費改革の申入れ

議会改革への不断のご努力に敬意を表します。

政務活動費を約 194 万円返還された元議員がいます。

新聞報道後の返還である現実を見れば、報道がなければ「この返還」は実現されただでしょうか。真に政務活動費の「透明性」が問われています。11月2日現在の5議員（現・元）返還金合計は、5,003,958円です。

政務活動費の「人件費」領収書の受取人氏名が海苔弁（黒塗り）であり、税金の支出先が「不明」では市民への説明が出来ません。「納税者である岐阜市民との信頼関係」が議会の考慮すべき本来の視点です。

政務活動費に関して下記の申入れを行い、改革へのご尽力を要請します。

記

1 支出証拠書類のありかた

- ① 支出証拠書類は、領収書を原則とする。
- ② 第 12 号（会派用）第 13 号（議員個人用）様式は廃止。
- ③ 領収書様式のない件は、口座振込用紙など相手先と日付の明記された証拠書類と、目的の明記した書類を添付する。

2 視察時の添付書類の正確性確保

- ① 視察報告書の報告文は、会派ではなく各人が作成したものを添付する。
- ② 行政視察の切符は市会事務局を通して購入し、領収書を添付する。

3 人件費の添付書類の明確化

- ① 領収書受取人の氏名は黒塗りにしない。明記して公開する。
- ② 三親等以外を証明する書類を添付する。
- ③ 行なった作業の成果物（ピラ、アンケート、調査結果など）を添付する。

4 透明性の確保

- ① ホームページに公開する。
- ② 公開資料をCD化する。

5 「後払い制」の導入

- ① 年度を四半期に分けて、「後払い制」とする。

6 親族や同族会社への家賃支出の禁止

- ① 親族所有の物件への家賃支出を認めない。
- ② 三親等以外を証明する書類を添付する。
- ③ 事務所使用について、議員又は親族が役員を務める法人が所有する物件も認めない。

7 その他

- ① 議員等の資産形成となるリース契約は認めない。
- ② 研修費名目等による議員後援会研修会、政党研修会への参加費は認めない。
- ③ 政務活動費報告書類の市議会事務局保存期間を7年間に延長する。
- ④ 電話代、ガソリン代等の按分率を議会全体で統一する。